



内容は本会職員が自らを紹介するコーナーです。ぜひご一読ください!

庄内支所 主任 仁藤 純一

庄内に異動して1年10ヶ月が経過しました。異動する前、「冬の庄内には気をつけろ」と前任者達からアドバイスという名の脅しがありましたが、今のところそれほど厳しい冬を経験していないことにホッとしつつも、せっかくだから一度は体験してみたいと思っています。

さて、庄内に来てよかったと思うことに、山形にいたときにはなかなか食べれない食材が、庄内では気軽に食べることができる場所があります。例えば夏には鰻、冬には寒鱈はもちろんフグやカニ、イクラなどがそうです。野菜などの農産物もおいしく、イタリア料理「緑のイスキヤ」は特にお気に入りです。

また、趣味にしているロードバイクでも、去年は庄内一円210kmを走る「じろで庄内」に参加したり、鳥海山を登ったりととても満喫させてもらいました。

3月は内示が出る時期です。来年度は庄内にいるかどうか分からないので、残りの日々も庄内を一杯楽しみたいと思います。



「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業が加入しやすい国の退職金制度です。

① 国の制度だから安全・安心!

さらに掛金の一部を国が助成します。

② 社外積立でラクラク管理!

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク!

節税に加え、手数料もかかりません。

● パートタイマーさんもご加入いただけます。

● 他の退職金・企業年金制度等とのポートビリティも可能です。

詳しくはホームページをご覧ください

中退共 検索

http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

山形県の特定(産業別)最低賃金が改正されました!

特定(産業別)最低賃金

	最低賃金額		効力発生日
	時間額	859円	
一般産業用機械・装置等製造業	時間額	859円	令和元年12月25日
電気機械器具等製造業	時間額	843円	
自動車・同附属品製造業	時間額	858円	
自動車整備業(整備に携わる者に限る)	時間額	862円	

※特定(産業別)最低賃金は、県内4つの産業の基幹的労働者に適用され、山形県最低賃金を上回る額で設定されている最低賃金です。
【問合せ】山形労働局 労働基準部 賃金室 ☎023-624-8224